

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 高 橋 興 三
(コ ー ド 番 号 6 7 5 3)

発行新株式数の確定に関するお知らせ

平成 25 年 9 月 18 日開催の取締役会において決議いたしました新株式発行に関し、海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 8,000,000 株

<ご参考>

1. 公募による新株式発行の募集株式数

下記①から③の合計による当社普通株式 408,000,000 株

①国内一般募集における国内共同主幹事会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 280,000,000 株

②海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 120,000,000 株

③海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式 8,000,000 株

2. 今回の公募増資及び並行第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 1,188,491,887 株 (平成 25 年 10 月 10 日現在)

公募増資による増加株式数 408,000,000 株

公募増資後の発行済株式総数 1,596,491,887 株

並行第三者割当増資による増加株式数 62,723,000 株 (注)

並行第三者割当増資後の発行済株式総数 1,659,214,887 株

(注)平成 25 年 9 月 18 日及び同年 10 月 7 日開催の取締役会決議に基づく株式会社デンソー、株式会社マキタ及び株式会社 L I X I L に対する第三者割当により発行する新株式数

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）により、42,000,000 株を上限として、平成 25 年 11 月 12 日(火)に、当社普通株式が発行されることがあります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

3. 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集及び海外募集による手取概算額 108,003,880,000 円（注）と本件第三者割当増資の手取概算額上限 11,133,120,000 円（注）を合わせた、手取概算額合計上限 119,137,000,000 円については、当社グループが平成 28 年 3 月までに計画する設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、50,000,000,000 円をディスプレイデバイス事業における中小型液晶の高精細化及び歩留まり改善等のための設備投資資金に、24,700,000,000 円を健康環境事業における ASEAN 地域での製造設備の新設及び増強等を中心とする設備投資資金に、13,000,000,000 円を重点 5 事業領域の開拓に向けた研究開発設備資金に、残額をプロダクトビジネス及びデバイスビジネスにおける上記以外の設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画の詳細につきましては、平成 25 年 9 月 18 日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

（注）今回の国内一般募集及び海外募集による手取概算額は、公募による新株式発行に対する払込金額の総額 109,082,880,000 円から発行諸費用の概算額を控除した金額です。また、本件第三者割当増資の手取概算額上限は、本件第三者割当増資に対する払込金額の総額（上限）11,229,120,000 円から発行諸費用の概算額を控除した金額です。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。